

2. 運営基準等

〈指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）〉

（最終改正：平成 15 年 3 月 14 日・厚生労働省令第 28 号）

第 8 章 通所リハビリテーション

第 2 節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第 111 条 指定通所リハビリテーションの事業を行う者（以下「指定通所リハビリテーション事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下「指定通所リハビリテーション事業所」という。）ごとに置くべき指定通所リハビリテーションの提供に当たる従業者（以下「通所リハビリテーション従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

一 医師 指定通所リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な一以上の数

二 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護師若しくは准看護師（以

特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。

〈指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 11 年老企第 25 号）〉

（最終改正：平成 15 年 3 月 19 日老計発第 0319001 号・老振発第 0319001 号）

第 9 通所リハビリテーション

1. 人員に関する基準

（1）指定通所リハビリテーション事業所
（基準第 111 条第 1 項）

① 医師（第 1 号）

専任の常勤医師が 1 人以上勤務していること。

なお、指定通所リハビリテーションを行う介護老人保健施設であって、病院又は診療所（医師について介護老人保健施設の人員基準を満たす余力がある場合に限る。）と併設されているものについては、当該病院または診療所の常勤医師との兼務で差し支えないものであること。

下この章において「看護職員」という。)若しくは介護職員 次に掲げる基準を満たすために必要と認められる数

イ 指定通所リハビリテーションの単位(その提供が同時に 20 人以下の利用者に対して一体的に行われるものをいう。)ごとに、その提供を行う時間帯(以下この条において「提供時間帯」という。)を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が 2 以上確保されること。

ロ イに掲げる人員のうち専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、常勤換算方法で、0.2 以上確保されること。

2 指定通所リハビリテーション事業所が診療所であって、指定通所リハビリテーションの提供が同時に 10 人以下の利用者に対して一体的に行われるものを単位とする場合にあっては、前項第二号の規定にかかわらず、次のとおりとすることができる。

一 指定通所リハビリテーションの単位ごとに、提供時間帯を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が 1 以上確保されること。

二 前号に掲げる人員のうち専ら当該指定

② 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護師、准看護師若しくは介護職員(以下「従事者」という。)(第 2 号)

イ 利用者数は、専従する従事者 2 人に対し 1 単位 20 人以内とし、1 日 2 単位を限度とすること。

ロ 専従する従事者のうち理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、常勤換算方法で、0.2 人以上確保されていること。

(2) 指定通所リハビリテーション事業所が診療所であって、指定通所リハビリテーションの提供が同時に 10 人以下の利用者に対して一体的に行われるものを単位とする場合(基準第 111 条第 2 項※)

① 医師(第 1 号)

イ 専任の医師が 1 人勤務していること。

ロ 利用者数は、専任の医師 1 人に対し 1 日 40 人以内であること。

② 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護師、准看護師若しくは介護職員(以下「従事者」という。)(第 2

通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は通所リハビリテーション若しくはこれに類するサービスに1年以上従事した経験を有する看護師が、常勤換算方法で、0.1人以上確保されること。

3 第1項第一号の医師は、常勤でなければならない。

号)

イ 利用者数は、専従する従事者1人に対し1単位10人以内とし、1日2単位を限度とする。

ロ 専従する従事者のうち理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は経験を有する看護師が、常勤換算方法で、0.1人以上確保されていること。

ハ 経験を有する看護師とは、老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準に定める重度痴呆患者デイケア、精神科デイケア、作業療法（老人作業療法を含む。）、理学療法（老人理学療法を含む。）に係る施設基準の届出を行った保険医療機関等又は「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年厚生省告示第19号）に定める通所リハビリテーションに係る施設基準の届出を行った指定通所リハビリテーション事業所、「厚生労働大臣が定める特定診療費に係る指導管理等及び単位数」（平成12年厚生省告示第30号）に定める理学療法、作業療法に係る施設基準の届出を行った介護保険施設において、それらに1年以上従事した者であること。

(4) **経過措置**（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成15年厚生労働省令第28号）附則第2条）

第3節 設備に関する基準

(設備に関する基準)

第112条 指定通所リハビリテーション事業所は、指定通所リハビリテーションを行うにふさわしい専用の部屋等であって、3平方メートルに利用定員を乗じた面積以上のものを有しなければならない。ただし、当該指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設である場合にあっては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂（リハビリテーションに供用されるものに限る。）の面積を加えるものとする。

2 指定通所リハビリテーション事業所は、指定通所リハビリテーションを行うために必要な専用の器械及び器具を備えなければならない。

平成15年9月30日までの間は、平成15年4月1日の時点で現に指定通所リハビリテーションの事業を行う事業所については、基準第111条の規定にかかわらず、なお従前の例によることができることとした。

2 設備に関する基準

(1) 指定通所リハビリテーション事業を行う事業所ごとに備える設備については、専ら当該事業の用に供するものでなければならないこととされているが、病院、診療所、介護老人保健施設が互いに併設される場合（同一敷地内にある場合、又は公道をはさんで隣接している場合をいう。）であって、そのうちの複数の施設において、指定通所リハビリテーション事業を行う場合には、以下の条件に適合するときは、それぞれの指定通所リハビリテーションを行うためのスペースが同一の部屋等であっても差し支えないものとする。

- ① 当該部屋等において、それぞれの指定通所リハビリテーションを行うためのスペースが明確に区分されていること。
- ② それぞれの指定通所リハビリテーションを行うためのスペースが、次に掲げる面積要件（基準第112条第1項）を満たしていること。

3平方メートルに利用定員を乗じた

面積以上であるものを有すること。ただし、介護老人保健施設の場合は、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂（リハビリテーションに供用されるものに限る。）の面積を加えるものとする。

- (2) 指定通所リハビリテーションを行うためのスペースと、当該指定通所リハビリテーション事業所と併設の関係にある特別養護老人ホーム、社会福祉施設等における指定通所介護の機能訓練室等との関係については、第8の2の(2)の(2)※を参照されたい。

※編者註

第8 通所介護に関する基準

2 設備に関する基準（第95条）

(2) 食堂及び機能訓練室

- (2) 指定通所介護の機能訓練室等と、指定通所介護事業所と併設の関係にある医療機関や介護老人保健施設における指定通所リハビリテーションを行うためのスペースについては、以下の条件に適合するときは、これらが同一の部屋等であっても差し支えないものとする。

イ 当該部屋等において、指定通所介護の機能訓練室等と指定通所リハビリテーションを行うためのスペースが明確に

区分されていること。

ロ 指定通所介護の機能訓練室等として使用される区分が、指定通所介護の設備基準を満たし、かつ、指定通所リハビリテーションを行うためのスペースとして使用される区分が、指定通所リハビリテーションの設備基準を満たすこと。

第四節 運営に関する基準

(指定通所リハビリテーションの基本取扱方針)

第 113 条 指定通所リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定通所リハビリテーション事業者は、自らその提供する指定通所リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針)

第 114 条 指定通所リハビリテーションの方針は、次に掲げるところによるものとする。

一 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指示及び次条第一項

3 運営に関する基準

(1) 指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針及び通所リハビリテーション計画の作成

基準第 114 条及び第 115 条に定めるところによるほか、次の点に留意するものとする。

- ① 指定通所リハビリテーションは、個々の利用者に応じて作成された通所リハビリテーション計画に基づいて行われるものであるが、グループごとにサービス提供が行われることを妨げるものではないこと。
- ② 通所リハビリテーション計画は、医師の診察内容及び運動機能検査等の結果を基に、指定通所リハビリテーションの提供に関わる従業者が共同して個々の利用者ごとに作成すること。
- ③ 通所リハビリテーション計画の目標及び内容については、利用者又は家族

に規定する通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行う。

二 通所リハビリテーション従業者は、指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。

三 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。特に、痴呆の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービス提供ができる体制を整える。

(通所リハビリテーション計画の作成)

第 115 条 (略) 医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる通所リハビリテーション従業者(以下「医師等の従業者」という。)は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記録した通所リハビリテーション計画を作成しなければならない。

に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行うこと。

④ 通所リハビリテーション計画は、居宅サービス計画に沿って作成されなければならないこととしたものである。

なお、通所リハビリテーション計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該通所リハビリテーション計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更するものとする。

⑤ 通所リハビリテーション計画は診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、基準第 115 条第 1 項にいう医師等の従業者が共同して、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、指定通所リハビリテーション事業所の管理者は、通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならない。また、当該通所リハビリテーション計画を利用者に交付しなければならない。

なお、交付した通所リハビリテーション計画は、基準第 118 条の 2 第 2 項の規定に基づき、2 年間保存しなければならない。

⑥ 痴呆の状態にある要介護者等で、他の要介護者と同じグループとして、指

- 2 通所リハビリテーション計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 医師等の従業者は、通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 4 医師等の従業者は、通所リハビリテーション計画を作成した際には、当該通所リハビリテーション計画を利用者に交付しなければならない。
- 5 通所リハビリテーション従業者は、それぞれの利用者について、通所リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価を診療記録に記載する。

(記録の整備)

第 118 条の 2 指定通所リハビリテーション事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定通所リハビリテーション事業者は、

定通所リハビリテーションを提供することが困難な場合には、必要に応じグループを分けて対応すること。

- ⑦ 指定通所リハビリテーションをより効果的に実施するため、支援相談員や医療ソーシャルワーカー等の協力を得て実施することが望ましいこと。
- ⑧ 主として痴呆等の精神障害を有する利用者を対象とした指定通所リハビリテーションにあつては、作業療法士等の従業者により、主として脳血管疾患等に起因する運動障害を有する利用者にあつては、理学療法士等の従業者により効果的に実施されるべきものであること。

(2) 管理者等の責務

基準第 116 条第 1 項は、指定通所リハビリテーション事業所の管理者は、医師、理学療法士、作業療法士又は専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる看護師のうちから選任した者に、必要な管理の代行をさせることができる旨を明記したものであること。この場合、組織図等により、指揮命令系統を明確にしておく必要がある。

(5) 記録の整備

基準第 118 条の 2 第 2 項の指定通所リハビリテーションの提供に関する記録には診療記録が含まれるものであること。

利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

- 一 通所リハビリテーション計画
- 二 提供した具体的なサービスの内容等の記録（準用規定による読み替え済）

（サービスの提供の記録）

第19条

指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、当該指定訪問介護の提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項（法第53条第四項において準用する場合を含む。）の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

- 2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

- 三 次条において準用する第26条に規定する市町村への通知に係る記録

（利用者に関する市町村への通知）

第26条 指定訪問介護事業者は、指

定訪問介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

四 次条において準用する第 36 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録

(苦情処理)

第 36 条 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

五 次条において準用する第 37 条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(事故発生時の対応)

第 37 条

指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

リハビリテーション実施計画書

別紙様式

計画評価実施日 年 月 日

利用者氏名	男 女	年 月 日 生 (歳)	要介護度:	担当医:	PT:	OT:	ST:	SW:	看護師:
健康状態 (原因疾患、発症日等)			合併疾患			廃用症候群: <input type="checkbox"/> 軽度 <input type="checkbox"/> ×中等度 <input type="checkbox"/> 重度 原因:			障害老人の日常生活自立度 正常 J1 J2 A1 A2 B1 B2 C1 C2 痴呆性老人の日常生活自立度 正常 I Ila I Ib IIIa IIIb IV M

本人の希望	家族の希望
-------	-------

参加(主)目標	目標 [到達時期]										評価項目・内容												
	家庭内役割: 外出(目的・頻度等):										家庭内役割: 外出:												
																					自立・介護状況		
項目	自立	見守り	口頭指示	一部介助	全介助	行わず	備考	自立	見守り	口頭指示	一部介助	全介助	行わず	備考	自立	見守り	口頭指示	一部介助	全介助	行わず	備考		
活動	屋外歩行 (含:家からの出入り)																						
	階段昇降																						
	トイレへの移動																						
	食 事																						
	排 泄																						
	整 容																						
	更 衣 (含:靴・鞋具の着脱)																						
	入 浴																						
家 事																							
コミュニケーション																							

リハビリテーション・プログラム、家族への指導、リスク管理、終了の目安・時期等

自己実施プログラム

前回計画書作成時からの改善・変化、プログラム変更内容 等

本人・家族への説明 H 年 月 日	本人サイン	家族サイン	説明者サイン
-------------------	-------	-------	--------

<註>:・健康状態・参加・活動(実行状況・能力)・心身機能・環境は、WHO-ICF(国際生活機能分類)による
 ・詳細な内容が必要な場合は別紙記載の上、添付のこと

リハビリテーション実施計画書（記載例）

計画評価実施日 ○○年 ○月 ○○日

利用者氏名 厚生花子 男 ◎	T10年1月5日生 (81歳)	要介護度: 1	担当医: ○○	PT: ○○	OT: ○○	ST: ○○	SW: ○○	看護師: ○○	
健康状態（原因疾患、発症日等） 膝関節症（右強い、20年前から） 十處用症候群		合併疾患		病用症候群: □軽度 □中程度 □重度 原因: 膝痛のための活動性低下			障害老人の日常生活自立度 正常 J1 J2 (A) A2 B1 B2 C1 C2 痴呆性老人の日常生活自立度 (正常) I Iia Iib Ila Iib IV M		

本人の希望 一人で外出したい（特に近所、買い物）	家族の希望 これ以上悪くなって欲しくない（平日は家事をして欲しい）
-----------------------------	--------------------------------------

参加 主目標	目標 [到達時期]						評価項目・内容															
	家庭内役割: 平日の主婦業 外出（目的・頻度等）: 買い物（週2回）、友人宅（週3回）、 老人会（週1回）						家庭内役割: 特に なし（2ヶ月前まで平日の家事実施。現在稼が行っているが、 稼はパートにも行っている。） 外出: 家族の介助時のみ（3ヶ月前から介助必要）															
	自立・介護 状況						日常生活での実行状況:「している活動」						評価・訓練時の能力:「できる活動」									
項目	自 立	見 守り	口 頭 指 示	一 部 介 助	全 介 助	行 わ ず	備 考	自 立	見 守り	口 頭 指 示	一 部 介 助	全 介 助	行 わ ず	備 考	独 立	見 守り	口 頭 指 示	一 部 介 助	全 介 助	行 わ ず	備 考	
屋外歩行 (含:家からの出入り)	レ						買い物:シルバーカー それ以外:四脚杖					レ				レ						シルバーカー
階段昇降	レ						手すり									レ						
トイレへの移動	レ						家具配置換え つたい歩き	レ								レ						
食 事	レ							レ								レ						
排 泄	レ							レ								レ						
整 容	レ							レ								レ						
更 衣 (含:靴・絨靴の着脱)	レ							レ								レ						
入 浴	レ											レ				レ						伝い歩き指導 洗い椅子使用 膝への負担の 少ない方法の 指導
家 事	レ						平日の昼・夕食 掃除									レ						
コミュニケーション							問題なし						問題なし									

リハビリテーション・プログラム、家族への指導、リスク管理、終了の目安・時期等

膝痛のために歩行・家事などの活動制限を生じ、それによって生活が不活発となり、廃用症候群が進行している状態。そのため個別リハとして、活動能力を向上させて生活を活発化させ、廃用症候群を改善していく。具体的には、

- 膝に負担の少ない自宅生活での諸活動のやり方をPT・OTが指導し、自宅で行ってもらう。
(特に家事は細かく指導していく。) (随時家族にも、自立までの介助方法を指導していく。)
- 外出自立のために、適切な歩行補助具（買い物時はシルバーカー、それ以外は四脚杖）を使用した屋外移動、
買い物等の活動能力向上訓練を行う。また家からの出入りや、靴の着脱能力向上をはかる。

外出が自立し、平日の家事が自立したら個別訓練は終了。その後は日常生活の中での活動性向上を指導していくことで、廃用症候群を改善させていく。

自己実施プログラム
下肢の運動（通用に注意）

前回計画書作成時からの改善・変化、プログラム変更内容 等

本人・家族への説明 H ○○年 ○○月 ○○日	本人サイン	厚生花子	家族サイン	厚生次郎	説明者サイン	○○
-------------------------	-------	------	-------	------	--------	----

<注>:健康状態・参加・活動（実行状況、能力）・心身機能・環境は、WHO ICF（国際生 機能分類）による
・詳細な内容が必要な場合は別紙記載の上、添付のこと